

## 告示

### 埼玉県議会告示第一号

埼玉県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年三月三十一日

埼玉県議会議長 田村 琢 実

埼玉県政務活動費の交付に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県政務活動費の交付に関する規程（平成十三年埼玉県議会告示第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「交付」の下に「等」を加える。

第一条中「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」を「埼玉県政務活動費の交付等に関する条例」に改める。

第七条第一項中（次項において「証拠書類」という。）を削り、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

（収支報告書等の閲覧）

第八条 条例第九条第二項の規定による収支報告書等の閲覧は、議長が指定する場所、執務時間中に行われなければならない。

2 収支報告書等は、前項の場所以外に持ち出すことはできない。

3 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしてはならない。

4 前三項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することができる。

5 前各項に定めるもののほか、条例第九条第二項の規定による収支報告書等の閲覧に必要事項は、議長が定める。

（一般選挙後の措置）

第九条 条例及びこの規程の規定により議長が行う事務については、一般選挙後議長が選挙されるまでの間は、事務局長が行うものとする。

様式第一号から様式第四号までの規定中「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」を「埼玉県政務活動費の交付等に関する規程」に改める。

様式第五号及び様式第六号中「埼玉県政務活動費の交付に関する条例」を「埼玉県政務活動費の交付等に関する条例」に改める。

様式第七号中「埼玉県政務活動費の交付に関する規程」を「埼玉県政務活動費の交付等に関する規程」に改める。

### 附 則

この告示は、令和二年四月一日から施行する。